

担 当	栃木労働局雇用均等室
	室長 松浦 貴子
	地方育児・介護休業指導官 大貫 文子
	電話 028-633-2795

「改正育児・介護休業法等説明会」を開催します

労働者の仕事と家庭の両立を図ることを目的として、改正育児・介護休業法が平成22年6月30日から施行されていますが、常時100人以下の労働者を雇用する事業主においては平成24年6月30日まで①育児のための短時間勤務制度、②所定外労働の制限制度、③介護休暇制度の適用が猶予され、平成24年7月1日から全面施行されます。

先般、栃木労働局（局長 藤井敏行）において、改正法の適用猶予企業等における対応状況を把握するため、常時100人以下の労働者を雇用する事業主に対しアンケートを実施したところ、改正法に沿った規定整備が十分でないことが明らかになりました。

このため、栃木労働局では、改正育児・介護休業法の内容について周知を図るとともに、法に沿った規定整備を促すため、下記のとおり県内3ヶ所において「改正育児・介護休業法等説明会」を開催することとしました。

記

	日時	定員	場所
大田原	平成24年6月13日(水) 13:30~16:00	90名	大田原市ふれあいの丘 大田原市福原1411-22 TEL0287(28)3131
宇都宮	平成24年6月21日(木) 13:30~16:00	150名	とちぎ福祉プラザ 福祉研修室AB 宇都宮市若草1-10-6 TEL028(621)2940
栃木	平成24年6月26日(火) 13:30~16:00	120名	ニューアプロニー 栃木市河合町3-26 TEL0282(22)8743

◆対象者 事業主、人事労務担当者等

◆申込 栃木労働局雇用均等室までお申し込み下さい。

※参加無料ですが、各会場とも定員になり次第締切となります。



次世代認定マーク「くるみん」

申込先: 栃木労働局雇用均等室

〒320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎
TEL:028(633)2795 FAX:028(637)5998

〔添付資料〕

- 1 改正育児・介護休業法等説明会のご案内（ちらし）
- 2 育児・介護休業制度等の整備状況について（アンケート調査結果）
- 3 育児・介護休業法が改正されました！（リーフレット）
- 4 改正育児・介護休業法が全面施行されます!!（リーフレット）

平成24年
7月1日から
全面施行!!

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

主催：栃木労働局

～ 平成24年7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されます!! ～

	県北会場(大田原)	県央会場(宇都宮)	県南会場(栃木)
日時	平成24年6月13日(水)	平成24年6月21日(木)	平成24年6月26日(火)
	13:30～16:00	13:30～16:00	13:30～16:00
場所	大田原市ふれあいの丘 大田原市福原 1411-22 ☎0287-28-3131	とちぎ福祉プラザ 3F 福祉研修室 AB 宇都宮市若草 1-10-6 ☎028-621-2940	ニューアプロニー 栃木市河合町 3-26 ☎0282-22-8743
定員	90名	150名	120名
内容	1. 改正育児・介護休業法の概要及び規定の整備について 2. 両立支援助成金について 3. 均衡待遇・正社員化推進奨励金について 4. キャリア形成促進助成金について ※ 説明会終了後、個別相談コーナーを開設します。		



参加
無料

❁対象❁：事業主・人事労務担当者、労働者等

【申込み方法】下記申込書によりFAX又は郵送で栃木労働局雇用均等室へお申込みください。
〒320-0845 宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第2 地方合同庁舎

FAX:028-637-5998 TEL:028-633-2795

※ 定員になり次第締切となりますので、お早めにお申込みください。



次世代認定マーク

●●改正育児・介護休業法等説明会参加申込書●●

	※希望する会場に○を付けて下さい		
参加会場名	大田原 (6月13日)	宇都宮 (6月21日)	栃木 (6月26日)
事業所・団体名			TEL:
所在地	〒		
役職・氏名			

各会場案内図



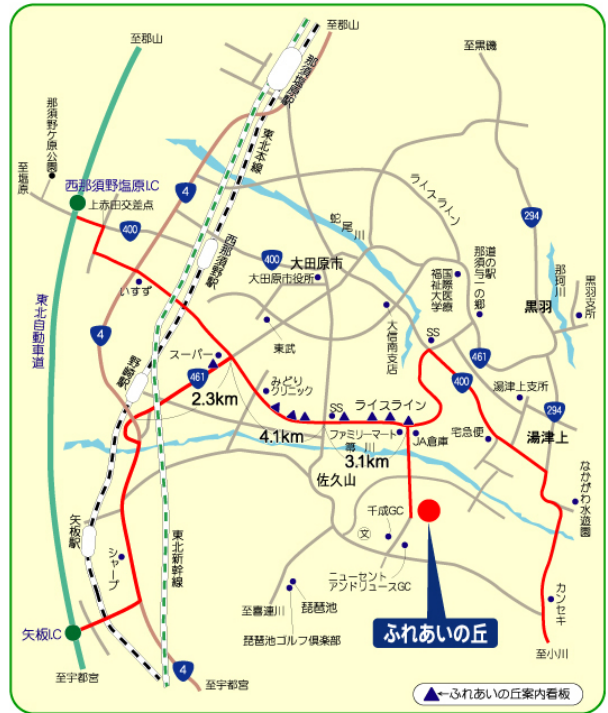
県北会場(大田原)

平成24年6月13日(水)

大田原市 ふれあいの丘

大田原市福原 1411-22

☎0287-28-3131



県央会場(宇都宮)

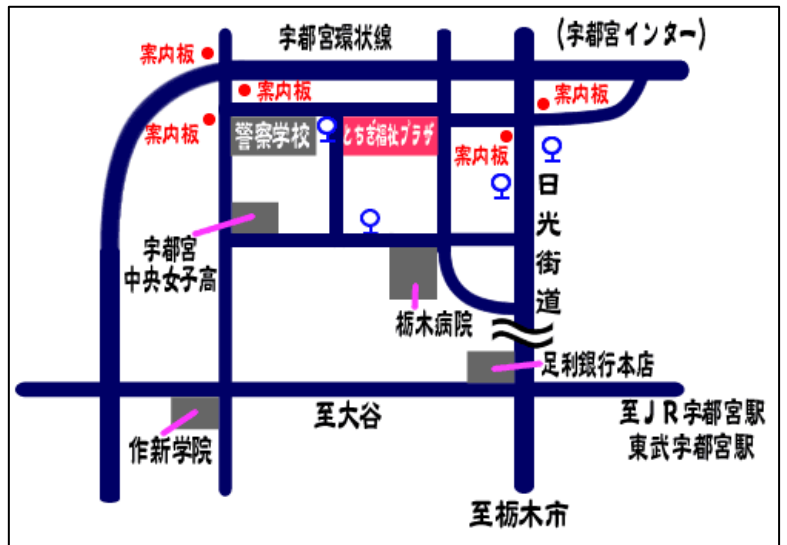
平成24年6月21日(木)

とちぎ福祉プラザ

3階・福祉研修室 AB

宇都宮市若草 1-10-6

☎028-621-2940



県南会場(栃木)

平成24年6月26日(火)

ニューアプロニー

栃木市河合町 3-26

☎0282-22-8743



※できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

育児・介護休業制度等の整備状況について（アンケート調査結果）

平成 24 年 4 月に、栃木労働局では、常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主を対象に、改正育児・介護休業法施行後の育児・介護休業規定の整備状況を把握するためアンケートを実施しました。アンケートは、1,621 社に対し配付し、280 社から回答を得ました（回収率 17.3%）。

そのうち、10～100 人規模の事業所からの回答（260 社）を取りまとめました。結果概要については以下のとおりです。

ポイント 1 育児休業等の改定が十分でない

育児休業制度の規定がある事業所の割合は 92.7%、子の看護休暇制度については 81.5%、育児短時間勤務制度は 84.6%と、規定がある事業所の割合は高い水準となっているが、それぞれの制度について、改正法にあわせて改訂済とする事業所は、60.4%、51.5%、58.1%と半数を超えているが、まだ十分な対応となっていない。

ポイント 2 猶予されている制度の導入は 2/3 程度にとどまる

常時 100 人以下の労働者を雇用する事業主においては平成 24 年 6 月 30 日まで、「6 時間の短時間勤務制度※ 1」、「所定外労働の制限の制度※ 2」、「介護休暇制度※ 3」の適用が猶予されている。それぞれの制度について規定整備済みとする事業所の割合は、58.1%、66.5%、63.5%となっている。

○規定整備済事業所割合

改正法への対応が済んでいない

